第 2662 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2004年)平成16年11月11日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 相続財産の範囲

Q：相続税は相続人の住所がどこにあるかによって、課税対象となる財産の範囲が違うそうですが、どのようになっているのですか？

A：次のように取扱われます。

【解説】

相続税の対象となる財産の範囲は、相続人等の住所がどこにあるかによって、次のように扱われることとされています。

①日本に住所がある者

日本に住所がある者が相続財産を取得した場合は、その取得したすべての財産が相続税の対象となります。

②日本に住所がない者

日本に住所がない者が相続財産を取得した場合は、その相続財産のうち、日本国内にある財産のみが相続税の対象となります。ただし、③に該当する者を除きます。

③日本に住所はないが日本国籍を有している者

日本に住所はないが日本国籍を有している者(財産を取得した者又はその相続にかかる被相続人が、その相続開始前5年以内に日本国内に住所を有したことがある場合に限ります)が相続財産を取得した場合は、その取得した全ての財産が相続税の対象となります。

④相続時精算課税の適用を受けた者

相続時精算課税制度の適用を受けた場合は、その適用の対象となった財産は相続税の対象となります。